

滋賀県淡水真珠振興計画（第3期）の原案について

1 計画の概要

- (1)「真珠の振興に関する法律」（平成28年法律第74号）に基づく県計画であり、国の基本方針に即して、県内真珠産業の振興を目的に定めるもの。
- (2)第1期計画（平成30年～令和2年度）、第2期計画（令和3年～令和7年度）に基づき、真珠振興にかかる試験研究などに取り組んできたところ、第2期計画期間の満了を迎えることから、第3期計画を策定するもの。

2 策定の考え方

- (1)第3期計画においては、現計画で示した事項を引き継ぎつつ、養殖業者・加工業者・販売者等との意見交換を通して把握した課題や水産試験場等の研究成果、目指すべき本県の真珠産業の姿を念頭に策定する。
- (2)第3期計画期間は、上位計画である「滋賀県農業・水産業基本計画」や、真珠産業に密接に関連する「滋賀県内水面漁業振興計画」に合わせ、令和8年度～令和12年度とする。

3 計画策定にかかる進捗状況

本計画の素案（10月常任委員会説明）について、庁内関係各課、水産関係団体等に対して意見照会のうえ、原案を作成。

4 策定スケジュール

令和7年10月	計画素案の説明
12月	計画原案の説明
12月下旬～ 令和8年1月下旬	意見募集(パブコメ)実施
3月	計画案作成
3月末	計画策定・公表

※上記期間中に琵琶湖海区漁業調整委員会・滋賀県内水面漁場管理委員会への協議、関係者への意見照会を実施